

黒川弘務東京高等検察庁検事長に関する記事についての調査結果

令和2年5月21日 法務省

週刊誌「週刊文春」（2020年5月28日号）に、黒川弘務東京高等検察庁検事長（以下「黒川検事長」という。）が、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る緊急事態宣言下の令和2年5月1日頃、東京都内の報道機関の記者の自宅において、複数人の記者と、賭け麻雀を行っていた。」旨の記事（以下「本件記事」という。）が掲載された。

法務省は、本件記事の真偽につき、関係する報道機関の公表内容の確認及び黒川検事長本人からの事情聴取といった調査を行ったので、その結果を下記のとおり報告する。

記

1 本件記事の概要等

本件記事は、黒川検事長について、概要

- ① 黒川検事長は、緊急事態宣言下の令和2年5月1日頃、東京都内の産経新聞に所属する記者A方において、同人、同じく産経新聞に所属する記者B及び朝日新聞に所属する記者Cとともに、賭け麻雀を行っていた。
- ② 黒川検事長は、同日の賭け麻雀終了後、記者の手配したハイヤーに同乗して、記者A方から帰宅する便宜を図ってもらっていた。
- ③ 黒川検事長は、同月13日頃にも、記者A方において、同人及び記者Bと賭け麻雀をし、記者Bの手配したハイヤーで帰宅した。

などと報じている。

2 調査結果

(1) 各記事に共通する事実関係等

ア 緊急事態宣言について

本件記事の対象となっている期間は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、政府により、新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が行われ、外出自粛等の取組への協力が広く呼

びかけられていた期間であった。

法務省においても、法務省新型コロナウイルス感染症対策基本的対処方針が発出され、いわゆる三密を避けるべきものとされていた。

イ 各記者との関係

本件記事に記載されている記者A、記者B及び記者Cは、黒川検事長を取材対象として担当するなどしていた者であり、黒川検事長と旧知の間柄であった。

(2) 個別記事に関する事実関係等

ア 記事①「緊急事態宣言下の令和2年5月1日頃、記者A方で、同人、記者B及び記者Cとともに、賭け麻雀を行っていた」について (調査結果)

黒川検事長が、緊急事態宣言下の令和2年5月1日頃の勤務時間外に、東京都内の記者A方において、同人、記者B及び記者Cとともに、飲酒したほか、金銭を賭けて麻雀を行っていた事実が認められた。

この麻雀は、いわゆる点ピン（1,000点を100円換算とするもの）と呼ばれるレートで行われていたものであり、参加した者の間で、1万円から2万円程度の現金のやり取りがなされていた。

イ 記事②「黒川検事長は、令和2年5月1日頃の賭け麻雀終了後、記者の手配したハイヤーに同乗して、記者A方から帰宅する便宜を図ってもらっていた」について (調査結果)

黒川検事長が、令和2年5月1日頃に、記者A方で麻雀を行った後、記者Bの手配したハイヤーに同乗して帰宅した事実及び当該ハイヤーの料金を支払っていない事実が認められた。

なお、この点については、検事長の立場にある者として軽率な行為であるとのそしりを免れないものの、黒川検事長個人のために手配されたハイヤーを利用したのではなく、記者Bが帰宅するハイヤーに同乗したものであったと認められる。

ウ 記事③「黒川検事長は、令和2年5月13日頃にも、記者A方において、同人及び記者Bと賭け麻雀を行い、記者Bの手配したハイヤーで帰宅した」について (調査結果)

黒川検事長が、緊急事態宣言下の令和2年5月13日頃の勤務時間外に、記者A方において、同人、記者Bらと金銭を賭けて麻雀を行っていた事実が認められた。

この日もいわゆる点ピンと呼ばれるレートで行われており、参加した者の間で、1万円から2万円程度の現金のやり取りがなされていた。

また、記者A方で麻雀を行った後、記者Bの手配したハイヤーに同乗して帰宅した事実及び当該ハイヤーの料金を支払っていない事実が認められたが、黒川検事長個人のために手配されたハイヤーを利用したのではなく、記者Bが帰宅するハイヤーに同乗したものであったと認められる。

エ その他の事実

黒川検事長に関して、前記各事実以外の機会における金銭を賭けた麻雀やハイヤーの送迎の事実についても、調査を行った。

黒川検事長が、記者A、記者B及び記者Cとともに、約3年前から、月1、2回程度、前記各事実同様のレートで金銭を賭けた麻雀を行っていたことや、記者が帰宅するハイヤーに同乗したことが認められるが、その具体的な日付を特定しての事実の認定には至らなかった。